

岩手県教育委員会告示第1号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり岩手県指定有形文化財を指定する。

平成28年4月15日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

指定番号	種別	名称	員数	所有者
有第257号	工芸品	木造十一面観音菩薩坐像御正躰	1面	陸前高田市広田町字前花貝36番地 沙田カホ子